

○小田原市産前産後家事支援実施要綱

(平成23年 6月 7日)

小田原市産前産後家事支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産予定日前4週間目に当たる日から出産の日後12週間目に当たる日までの期間内（以下「産前産後」という。）の者に係る家事負担を軽減するため、産前産後家事支援事業（以下「事業」という。）を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、小田原市とする。ただし、市長が必要と認める場合は、市長は事業の運営を公益法人又は公益法人に準ずる団体に委託することができる。

(会員)

第3条 産前産後で家事支援を受けることを希望する者及び家事支援を行うことを希望する者は、別に定める手続きに従い、市長の承認を受け、会員として登録しなければならない。

2 依頼会員（家事支援を受けることを希望する会員をいう。以下同じ。）及び支援会員（家事支援を行うことを希望する会員をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 小田原市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 支援活動に関し、理解と情熱を持っていること。
- (3) 依頼会員は、原則として本人又は同居している親族が産前産後の者であること。
- (4) 支援会員は、心身共に健康で、積極的に支援活動を行うことができること。

3 支援会員は、家事支援を実施するために市長が必要と認める研修を受講しなければならない。

(事業の内容)

第4条 市は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員に関する業務
- (2) 支援活動の調整に関する業務
- (3) 支援活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員相互間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) 事業の広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的の達成に必要な業務

(アドバイザー)

第5条 市長は、事業の実施に際しアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、前条に規定する業務に関する事務を処理する。

3 アドバイザーは、支援活動を円滑に行うため必要があると認められる場合には、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、及び当該グループ内から地域リーダーを選任して当該グループ内の支援活動の調整を行わせることができる。

(会員身分の喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の身分を喪失する。

(1) 退会の申し出をしたとき。

(2) 第3条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(支援活動の利用料金等)

第7条 依頼会員は、支援会員に対し、別に定める基準に従い、支援活動に係る利用料金及び実費を支払うものとする。

(保険)

第8条 依頼会員及び支援会員は、支援活動等に係る損害を補償するため、損害保険に加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、市が負担する。

(守秘義務)

第9条 会員は、支援活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。